

子どもを交通事故から守るⅡ

—平成26年度通学路安全推進事業報告書—



愛知県教育委員会

はじめに

平成24年4月、京都府や本県を含む各地で通学中の児童が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成されました。

こうした状況を受け、愛知県においては、県民生活部、建設部、教育委員会、県警察本部が合同で設置した「通学路の交通安全に関するプロジェクトチーム」が中心となって通学路緊急合同点検に取り組み、着実に安全対策を進めてきました。しかし一方、安全施設設置時の法令上の制約、交通規制実施時の地域住民の同意等の様々な課題を抱え、早急な対策措置が困難な箇所があることも浮き彫りになってきました。

そこで、愛知県教育委員会は、文部科学省の委託事業である通学路安全推進事業を活用し、市町村に学識経験者を通学路安全対策アドバイザーとして派遣し、対策の難しい危険箇所の調査及び助言を行うとともに、アドバイザー、県関係部局、市町村教育委員会により構成される愛知県通学路安全推進委員会を設置し、通学路安全対策の在り方について検討することとしました。

また、学校保健安全法において、学校安全計画の作成に当たっては、「通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を含めることとし、さらに地域管轄の警察署その他関係機関、地域住民その他の関係者等との連携を図ること」とされており、県内の各学校では、登下校中の安全確保を図るため、児童生徒への安全指導や関係機関等と協働した実践が行われています。

本報告書は、学校現場での対応を踏まえた事業対象市町村の取組や県推進委員会における熱心な対策協議によって見えてきた通学路の安全確保における成果や課題、今後の方向性をまとめたものであります。本書が、各市町村教育委員会、各学校にとりまして、通学路における児童の安全・安心を保障する諸活動の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、2か年にわたり本事業に御協力いただきました県通学路安全推進委員の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

愛知県教育委員会健康学習課長

目 次

I	愛知県通学路安全推進委員会事業報告	
	—通学路安全確保のためのP D C Aサイクル構築—	1
	・平成26年度通学路安全推進事業実施計画……………	2
	・通学路安全推進に向けた指針……………	8
	・通学路交通安全推進体制モデル図……………	9
	・通学路安全対策事業のまとめ……………	10
II	対象市町通学路安全対策状況報告……………	27
	・犬山市教育委員会……………	28
	・常滑市教育委員会……………	32
	・津島市教育委員会……………	35
	・東浦町教育委員会……………	39
	・豊橋市教育委員会……………	42
	・豊川市教育委員会……………	46
III	対策困難箇所事例報告……………	49
	・犬山市教育委員会……………	50
	・常滑市教育委員会……………	59
	・津島市教育委員会……………	70
	・東浦町教育委員会……………	76
	・豊橋市教育委員会……………	85
	・豊川市教育委員会……………	99

I 愛知県通学路安全推進委員会

事業報告

—通学路安全確保のためのPDCAサイクル構築—

平成26年度通学路安全推進事業実施計画

愛知県教育委員会健康学習課

1 趣 旨

平成24年度の通学路緊急合同点検により、名古屋市を除く県内の小学校、特別支援学校小学部の通学路には3,969箇所危険箇所が確認された。このうち1,057箇所については対策済み、2,038箇所については対策が予定され、大きな成果をあげることができた。しかし、874箇所の未対策箇所が残っており、それらの危険箇所は法令上の制約や近隣住民の合意が得られない等の理由により安全対策が難しい状況にある。

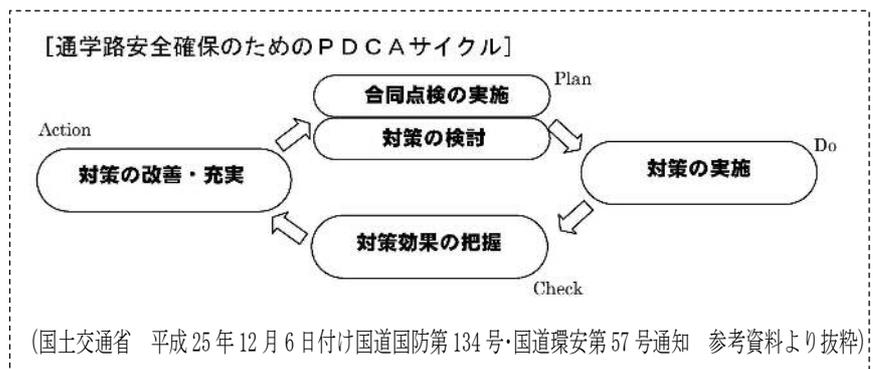
平成24年度の取組において、関係部局合同で設置された「通学路の交通安全に関するプロジェクトチーム」の果たした役割は大きく、教育委員会、道路管理者、警察等の関係部局の連携の重要性が改めて確認された。また、安全施設の設置基準、近隣住民の理解等、様々な制約により安全対策が難しい危険箇所が多くあることから、今後は、道路行政、交通工学等の専門家の知見も必要と考える。

そこで、愛知県教育委員会は平成25年度から文部科学省の委託を受けて本事業を実施することとした。本事業では、市町村教育委員会に対し、関係部局が連携する枠組みを構築するよう依頼すると共に、県においても関係部局と連携し市町村の安全対策を支援する枠組みを構築する。さらに、県教育委員会から市町村に道路行政、交通工学等の専門家を派遣し、対策の難しい危険箇所の調査及び助言を行うこととする。

平成25年度事業により設置した愛知県通学路安全推進委員会（以下「県推進委員会」という。）において、通学路安全対策の在り方について議論する中で、通学路安全対策における課題が明らかになるとともに、通学路安全対策におけるPDCAサイクル構築の必要性が共通認識としてもたれた。そうした中、平成25年12月6日付けで、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁合同で、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について基本の方針が示された。その内容は以下の3つで、県推進委員会での議論と軌を一にする内容であった。

- ・ 通学路安全確保のための推進体制の構築
- ・ 合同点検及びPDCAサイクルの基本の方針（通学路交通安全プログラム）の策定
- ・ 基本の方針及び対策状況の公表

国からこうした方針が示されたことにより、今後、市町村は通学路交通安全プログラム（以下「交通安全プログラム」という。）構築



へと動き始めると考えられるが、その際に、本事業の取組は大いに参考となるであろう。

そこで、本年度事業においては、事業の対象となる市町村（以下「対象市町村」という。）に対して、国の方針に沿った交通安全プログラムの作成と実施を依頼する。推進委員会においては、市町村の事業報告を基に、特に、P D C Aサイクル実施上の以下の課題について議論し、その結果を県内の市町村に情報提供することとする。こうした取組により、市町村における通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進していきたい。

■ 「P l a n（合同点検の実施及び対策の検討）」における課題

【課題1】危険箇所の抽出方法について

【課題2】対策優先順位の決定方法について

【課題3】適切な対策の選定方法について

■ 「C h e c k（対策効果の把握）」における課題

【課題4】対策の評価方法について

2 事業期間 平成26年5月下旬～平成27年2月27日

※事業開始日は文部科学省との委託契約日

3 事業概要

(1) 県教育委員会は対象市町村に以下の取組を行い、安全対策を支援する。

ア 市町村通学路交通安全推進会議の設置依頼と支援

県教育委員会は市町村教育委員会に対し、道路管理者や警察等の関係機関が連携して通学路の安全対策を協議、推進する「市町村通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置及び交通安全プログラムの作成を依頼する。さらに、県関係部局に本取組への支援を要請する。

イ 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は前項により設置された推進会議に、交通計画等について専門的な知識と経験を有する者を通学路安全対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として派遣する。アドバイザーは交通安全プログラム策定に係る助言を行うとともに、対策の困難な危険箇所の調査及び安全対策に係る助言を行う。

(2) 県教育委員会は、アドバイザー、対象市町村教育委員会担当者（以下「市町村担当者」という。）、県関係部局担当者等により構成される県推進委員会を設置し、対象市町村の取組についての情報交換及び市町村におけるP D C Aサイクル構築上の課題と具体的な方策について協議し、その協議結果を市町村に情報提供する。

4 対象市町村

犬山市、津島市、常滑市、東浦町、豊橋市、豊川市

5 組織

(1) 県推進委員会

■メンバー構成（事務局：県教育委員会健康学習課）

アドバイザー、市町村教育委員会担当者、県関係部局担当者、その他必要な者

■愛知県の通学路安全対策を推進するために以下のことについて協議する。

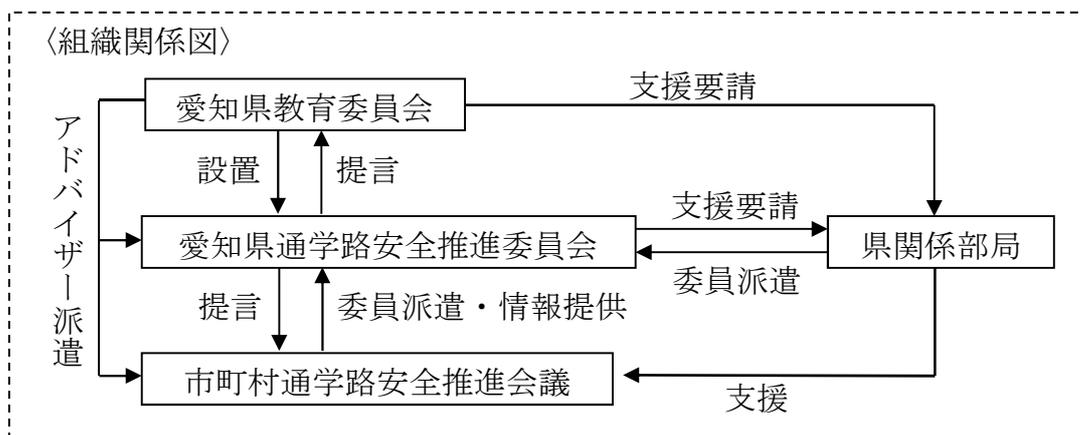
- ・事業対象市町村及びアドバイザー配置計画について
- ・対象市町村の危険箇所及び安全対策の状況について
- ・P D C Aサイクル構築上の課題と具体的な方策について

(2) 推進会議

■メンバー構成（事務局：市町村による）

アドバイザー、市町村教育委員会、学校、P T A、地元警察、市町村道路管理者、県建設事務所、市町村交通安全対策部局を含めることを基本とし、必要に応じて、自治会代表者等を加える。

■アドバイザーの指導と助言の下、通学路の具体的な安全対策について協議し、対策計画を決定する。事務局を担当する部局、協議会の持ち方、協議会の名称等については、各市町村が実情に応じて決定するものとする。



6 事業の流れ

※「市町村教育委員会の動き」は実情に応じて変更可

★県教育委員会への報告事項

月	県教育委員会の動き	市町村教育委員会の動き
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県関係部局に県推進委員会設置及び市町村への働きかけに係る協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部 ・ 県建設部道路維持課 ・ 県民生活部地域安全課 ■ アドバイザー依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路管理者、地元警察、交通安全対策部局と、以下のことについて協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議の設置 ・ 交通安全プログラムの策定 ■ (4月)アドバイザーとの事前打合せ <ul style="list-style-type: none"> ※アドバイザーの担当市町村決定次第、アドバイザーと連絡を取り、事前打ち合わせを行う。その際に、交通安全プログラムの策定についても助言を受ける。
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4/23 文部科学省に事業計画提出 	<ul style="list-style-type: none"> ★4/16 県教育委員会への報告① <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議名簿【様式1】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ (下旬)文部科学省と委託契約締結 →事業開始日確定→事業開始 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ (下旬)第1回県推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の事業計画について ・ 市町村の交通安全プログラムについて 	<ul style="list-style-type: none"> ★6/16 県教育委員会への報告② <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全プログラム ※様式自由 ※「H25.12.6国土交通省通知・参考資料」参照 ・ アドバイザー派遣計画【様式2】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村の第1回推進会議にアドバイザー及び担当指導主事の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ■ (7～8月)第1回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全プログラムについて ・ 対象とする危険箇所について ・ 危険箇所調査計画について
8月		

9月	<p>■(下旬)第2回県推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の抽出方法について ・優先順位の決定方法について <p>※市町村の報告を基に課題解決のための方策について協議する。</p>	<p>■(7～9月)アドバイザー及び関係部局による危険箇所の調査及び対策案作成</p> <p>★9/5 県教育委員会への報告③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の抽出方法と結果 ・優先順位の決定方法と結果 <p>※いずれも様式自由</p>
10月 11月		<p>■(10月上旬)第2回推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の対策案について ・対策評価の方法について <p>■アドバイザー、関係部局による対策評価の実施</p> <p>※可能な範囲で実施する。</p> <p>■(11月下旬)第3回推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所対策の決定について ・対策評価の結果について ・事業の成果と課題について
12月		<p>★12/22 県教育委員会への報告④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な対策の選定方法と結果 ・対策評価の方法と結果 <p>※上記2つは、いずれも様式自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全対策状況報告書【様式3】 ・対策困難箇所事例報告書【様式4】 <p>※3事例程度</p>
1月	<p>■(下旬)第3回県推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な対策の選定方法について ・対策評価の方法について ・事業の成果と課題について 	
2月	<p>■文部科学省への事業報告</p>	
3月	<p>■県推進委員会の意見取りまとめを市町村に情報提供</p>	

7 県と市町村の業務分担

県教育委員会の業務	市町村教育委員会の業務
■ 県推進委員会に係る業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県推進委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当指導主事の派遣 ※旅費は県が負担します。 ・ 報告書作成（4回）
■ 推進会議及び危険箇所調査に係る業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザー派遣 ・ 県担当指導主事の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議の開催 ・ 危険箇所調査の実施 ※アドバイザーの謝金、旅費については、県が負担します。
■ その他の業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行管理 ・ 文部科学省への事業報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザーとの連絡調整

※本事業は、市町村への再委託は行わない。

8 アドバイザー名簿

所 属	職 名	氏 名	担当市町村
大同大学工学部建築学科	教授	嶋田 喜昭	常滑市
中部大学工学部都市建設工学科	教授	磯部 友彦	犬山市
豊田工業高等専門学校環境都市工学科	教授	野田 宏治	豊川市
(公財)豊田都市交通研究所研究部	主幹研究員	安藤 良輔	津島市
(公財)豊田都市交通研究所研究部	主席研究員	加藤 秀樹	豊橋市
(公財)豊田都市交通研究所研究部	主任研究員	三村 泰広	
豊橋技術科学大学大学院工学研究科	助教	松尾 幸二郎	豊橋市
名古屋工業大学大学院	教授	藤田 素弘	
名古屋工業大学大学院	准教授	鈴木 弘司	東浦町

※所属名による五十音順

※担当市町村がないアドバイザーは有識者として県推進委員会に参画

通学路安全推進に向けた指針

通学路の安全確保を確実に推進するためには、教育委員会、警察、道路管理者が連携・協働し、下記の内容に留意する必要がある。

1 推進体制の構築

- ・市町村ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定する。
- ・基本的方針に基づく取組を継続的に推進するための協議会を設置する。
- ・協議会の構成は、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加えて編制する。緊急合同点検時に構築した体制等の既存組織がある場合は、これを活用してもよい。

2 基本的方針の策定

各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

- ・実施時期
緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。
- ・合同点検体制
教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制を基本とする。
- ・実施方法
通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象、地域の実情に応じた危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること(PDCAサイクル)が継続的な安全性向上のために必要となる。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3 公表等

(1) 基本的方針の公表

策定した基本的方針については、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、市町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本的方針の名称については、「(〇〇市町村)通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本的方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

通学路交通安全推進体制モデル図

目標：児童生徒が、安全に安心して通学できるよう、道路環境整備等の安全対策を講じるとともに、交通安全教育・指導を通して自らの身の安全を守る態度や能力を育成する。

市町村通学路安全推進会議（連携と協働）

○教育委員会

学校安全計画の策定や通学路指定に際しての指導・助言及び安全教育推進の支援、安全確保に向けた関係機関への要請・調整を行う。

○道路管理者

所管する道路について、通学路の施設・設備面における安全対策を行う。

○所轄警察署

道路の交通安全施設の整備、交通規制、安全指導、取り締まりを行う。

○交通安全担当部局

交通安全の啓発活動や交通指導員の活用等を通して、児童生徒を守る体制づくりを行う。

○学校

通学路の危険箇所を把握するとともに、学校安全計画に基づき、安全教育や登下校時等の安全指導を行う。

○保護者

家庭での安全教育や登下校見守り活動などの校外指導を行う。

○地域

町内会活動等を通じての安全対策要望や通学拠点等でのボランティア活動を行う。

